

宝塚市告示第 39 号

粗大ごみ処理手数料徴収事務委託について

粗大ごみ処理手数料徴収事務委託に係る粗大ごみ処理手数料の徴収を下記の者に委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

宝塚市長 森 臨太郎

記

- 1 委託事務 粗大ごみ処理手数料徴収事務委託に係る粗大ごみ処理手数料の徴収事務

- 2 委託者住所 宝塚市栄町 2-1-2 ソリオ 2 / 6 F
氏名 宝塚市商店連合会 代表者 池田 則夫
他 17 団体

- 3 委託期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 11 年 3 月 31 日